

# 岡崎市建築物給水施設維持管理要領

## 第1 目的

この要領は、建築物における給水施設の維持管理に関して必要な事項を定めることにより、衛生的に安全な飲料水を供給することを目的とする。

## 第2 適用の範囲

この要領の適用となる施設は、次のとおりとする。

- (1) 水道法に規定する簡易専用水道の給水施設（以下、「簡易専用水道」という。）
- (2) 上記（1）を除く水道法（昭和32年法律第177号）第14条第2項第5号の貯水槽水道であって、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（以下、「建築物衛生法」という。）の適用を受けない給水施設（以下、「小規模貯水槽水道」という。）
- (3) 水道法の適用を受けない施設であって、井戸等の自己水によって飲料水を供給している個人住宅、共同住宅、寮、店舗、工場その他の事業所等の給水施設（以下、「井戸等自己水施設」という。）

## 第3 届出

簡易専用水道の設置者又は当該簡易専用水道の維持管理に関して権限を与えられている者（以下、「簡易専用水道の設置者等」という。）は、次の届出をすること。

- (1) 簡易専用水道の設置者等は、当該簡易専用水道を使用するに至ったときは、速やかに簡易専用水道設置届（様式第1号）を提出すること。
- (2) 簡易専用水道の設置者等は、届出事項に変更を生じたときは、速やかに簡易専用水道届出事項変更届（様式第2号）を提出すること。
- (3) 簡易専用水道の設置者等は、当該水道施設を廃止（受水槽の有効容量の減少等により簡易専用水道に該当しなくなったときを含む。）したとき、当該簡易専用水道施設を長期にわたり使用を中止しようとするとき、又は休止した簡易専用水道を再開しようとするときは、簡易専用水道廃止（休止・再開）届（様式第3号）を提出すること。

## 第4 維持管理

施設の設置者等は、次の事項によりその水道の給水施設について適切に維持管理すること。

なお、建築物衛生法の適用を受ける簡易専用水道については、同法の規定による。

### (1) 保守点検

簡易専用水道、小規模貯水槽水道及び井戸等自己水施設（以下、「簡易専用水道等」という。）における水道の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないように施設の保守点検を別表1「建築物の給水施設保守点検表」により定期的実施し、欠陥を発見したときは速やかに改善の措置を講ず

ること。

また、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと。

なお、井戸等自己水施設においては、井戸等の水源についても定期的に保守管理すること。

## (2) 水質管理

ア 簡易専用水道等においては、遊離残留塩素の測定を末端給水栓水について1週間に1回以上実施し、遊離残留塩素濃度を0.1 mg/L（結合残留塩素濃度の場合は0.4 mg/L）以上であることを確認すること。

また、飲料水が水槽に長時間滞留したときは、一定時間放水し、末端給水栓水について遊離残留塩素濃度が0.1 mg/L（結合残留塩素濃度の場合は0.4 mg/L）以上であることを確認すること。

なお、井戸等自己水施設にあつては、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウム等の塩素剤の自動注入設備等を用いて消毒を行い、その適正な管理を図ること。

イ 簡易専用水道等においては、1日1回給水栓の水の色、濁り、臭い、味等の外観に注意し、これに異常があると認められるときには、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）（以下、「省令」という。）に掲げる水質基準項目のうち必要なものについて水質検査を行い、その安全性を確認すること。

井戸等自己水施設を初めて使用するときは、省令に掲げる水質基準項目のうちすべての項目の水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認することが望ましい。

また、簡易専用水道又は小規模貯水槽水道を初めて使用するときは、省令に掲げる水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びに周辺の水質検査結果等から別表2により判断して必要となる事項に関する水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認すること。

ウ 井戸等自己水施設においては、飲料水について省令に掲げる水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びに周辺の水質検査結果等から別表2により判断して必要となる事項に関する水質検査を1年に1回以上行うことが望ましい。

なお、省令に掲げる水質基準項目のうち上記以外の事項に関する水質検査についても1年に1回以上行うことが望ましい。

## (3) 水槽の清掃

簡易専用水道等のうち水槽（受水槽、高置水槽等）を有するものにあつては、水槽の清掃を1年に1回以上、定期的に行うこと。

なお、水槽の清掃については、建築物衛生法第12条の2の規定により知事の登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃業者に委託することが望ましい。

また、水槽の清掃を行う場合は、次の事項に注意すること。

ア 水槽の清掃を行うに当たっては、給排水設備の状況等を十分に把握した上で作業計画を立てること。

イ 水槽が消防用設備等と共用されている場合であって、消防用設備等の機能が低下するおそれのあるときは、あらかじめ関係消防機関に連絡する等不測の事態に対する配慮を行うこと。

ウ 作業者は、常に健康状態に注意するとともに、事前に糞便検査を受け異常のないことを確認すること。

なお、作業当日下痢などの症状が有る者は作業に従事してはならないこと。

エ 作業衣及び使用器具は水槽の清掃専用のものとする。また、作業に当たっては、作業衣及び使用器具等の消毒を行うこと。

オ 作業中は、水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。

カ 水槽内の沈殿物質、浮遊物質、壁面等の付着物質等の除去、水槽周辺の清掃、水槽への異物侵入防止措置の点検等を行うこと。

キ 受水槽の清掃を行った後、圧力水槽、高置水槽等の清掃を行うこと。

ク 洗浄後の汚水は完全に排水すること。

ケ 水槽の清掃の終了後、塩素剤を用いて水槽内の消毒を行うこと。

なお、消毒（有効塩素濃度50～100mg/L）は2回以上繰り返すとともに、消毒後の排水は完全に排除すること。また、消毒完了後は槽内に立ち入らないこと。

コ 水槽内の水張り終了後、末端給水栓及び水槽内の水質検査並びに残留塩素の測定を行うこと。

なお、水質検査は水の色、臭い、味、色度及び濁度について異常のないことを確認すること。

また、遊離残留塩素濃度が0.2mg/L（結合残留塩素濃度の場合は1.5mg/L）以上であることを確認すること。

#### （4）帳簿書類、記録等

ア 簡易専用水道等の給水施設に関する図面等（給排水関係の配置及び系統を明らかにした図面並びに受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図）を整理し、保存すること。

イ 簡易専用水道等の維持管理に関する帳簿書類（給水施設の保守点検、水槽の清掃、残留塩素の測定及び水質検査の結果）を3年以上保存すること。

#### （5）汚染事故の措置

水質汚染事故が発生したとき、水質検査の結果が省令に掲げる水質基準項目の水質基準値を超える汚染が判明したとき又は給水栓の水に色、濁り、臭い、味などに異常が発生したときは、速やかに保健所又は関係水道事業者へ連絡すること。

なお、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険であることを関係者に周知すること。

## 第5 登録検査機関の検査

簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の維持管理について、1年以内ごとに1回定期的に水道法第34条の2第2項の登録を受けた者（以下、「登録検査機関」という。）の検査を受けること。

なお、検査終了後、登録検査機関が簡易専用水道の設置者に対し交付する検査済証を3年以上保存すること。

また、小規模貯水槽水道施設についても、この検査を受けることが望ましい。

検査の結果、特に衛生上問題があるとして保健所に報告するよう検査機関から助言を受けた場合は、当該施設の設置者は、速やかに保健所にその旨を報告すること。

### 附 則

この要領は、平成18年9月4日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成22年2月15日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。